



十島村立口之島学園 学校だより

# ふるさと口之島

11月号 (令和6年 11月 29日)



【学校教育目標】夢や希望をもち、共に認め高め合う児童生徒の育成

令和6年度本校職員の不祥事撲滅スローガン

「自分の弱点を知り、口之島から服務規律遵守でよりよい生活」

## 『子どもの人権』

口之島学園 校長 肥後 広行

11月2日「口之島学園文化祭」は36回目を数え、沢山の島民の皆様に鑑賞していただき、無事実施することができました。運動会も同様ですが、児童生徒の発表を見に来ていただく人がいて、はじめて学習が成立します。その中で笑いや拍手等の評価を返していただくことで、児童生徒は達成感や自己有用感(自分はかけがえのない存在である気持ち)を高め成長につながっていきます。そのような意味から、当日強風の悪天候にもかかわらず、来校していただいた皆様には感謝の気持ちで一杯です。来年度も多くの方々が鑑賞に来ていただくように、努めてまいりたいと思います。

さて、広報としま11月号にも掲載され、皆様も御存じの通り

### 12月4日～12月10日の1週間は「人権週間」

として設定されています。口之島学園グランドデザインの根底には『人権尊重』基底の全教育活動推進と明記されています。このことは、人権教育を全教育活動の中心に据えて大切に取り組んでいくことを意味しています。

学校には、毎年「人権教育研修資料『なくそう差別 築こう明るい社会』鹿児島県教育委員会作成冊子」が配布され、それに基づき指導を行っています。下記は「子どもの人権」に関する内容の一部です。

#### 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

(1989年に国連総会で採択、日本は平成6年批准)

提唱者: コルチャック先生(本名 ヘンリック・ゴールドシュミット)



長い間、「子どもは大人になる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは年齢に応じてその能力に未発達な部分を抱えているという特徴があります。そのため、「子どもの権利」を考えるときには、一人の人間として尊重されるべきであり、子どもとして保護を受ける存在であると認識することが大切なのです。

#### こども基本法(令和5年施行)

日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方の「一人の人間として尊重されること」と「子どもとして保護を受ける存在であること」の二つの側面から考えることが大切ではないでしょうか。

子どもの権利条約の4原則とこども基本法の関連	
子どもの権利条約	こども基本法
【差別のないこと】	【第3条の1】
全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。	全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
【命を守られ成長できること】	【第3条の2】
全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自己が図られるごとに他の権利に係る権利が等しく保障されることとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること。
【意見を表明し参加できること】	【第3条の3】
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項にに関して意見を表明する機会が保障する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が保障されること。
【子どもにとって最もよいこと】	【第3条の4】
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

## 劇や発表を通して表現力や自己肯定感の高まりを～ 第36回口之島文化祭開催～



11月2日(土)、「第36回口之島文化祭」を実施しました。

今年度の文化祭は、『輝け口之島～みんなでつなぐ未来への絆～』のスローガンのもと、全校児童生徒によるエイサーから始まり、くちっこ園による劇「くちっこファイヤーファイターズ」や前期課程・後期課程別のこれまでの学習について、全員劇「かぐや姫」、金管バンドによる「校歌」「十島のうた」の演奏、英語クラブでの学習の成果など、さまざまな発表がありました。また、今年は職員による合唱奏「上を向いて歩こう」も発表させていただきました。

展示コーナーには、児童生徒の作品の他に、くちっこ園や地域の方の作品、十島村義務教育学校図画作品の巡回展示など、多種多様な文化祭となりました。

文化祭当日まで、練習で一苦労、二苦労してきた子供たちですが、保護者・寮監・里親、島民の皆様のたくさんの御参観をいただき、晴れ晴れとした表情で発表できました。心より感謝申し上げます。

## 口之島はこんなところだよ! ～トカラ集会口之島担当～

11月9日(土)、朝の時間に、TV会議システムを活用し、7島全ての学校が合同で実施するトカラ集会がありました。

今回は、口之島学園が担当でした。「口之島で一番高い山は次のうちどれか?」「口之島学園の先生と児童生徒は合わせて何人か?」など、生徒会が中心となって考えた、口之島や学校にまつわる3択クイズを出題しました。

このクイズを通して、他の島の子供たちに口之島のことをいろいろと知ってもらおうことができました。



## 日頃の習慣を大切に ～受験生の集い～

11月14日(木)は、後期課程8・9年生がTV会議システムを活用した、7島合同での「受験生の集い」に参加しました。

今回は主に、面接における礼儀作法などについて学習しました。入室・退室する方法や挨拶、礼、着席の仕方など細かいところまで確認しました。その後、実際に一人ずつ入室から退室までの流れの動きに取り組みました。

緊張しているときは、普段の癖がぽろっと出てしまうことがあります。こういう場面に直面したときのためにも、日頃の習慣を大切にしてほしいです。



## 全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の結果から

今年度初めて実施した全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の結果をもとに、児童生徒の全体的・個々の強みや課題を分析してきました。

個人による違いがありますが、全体的な課題として次のことが挙げられます。

- ① 資料を読み取り、自分なりの考え方・意見をもつ。
- ② 自分の意見・考え方を文章化して表現する。
- ③ 基礎的内容(漢字力・計算力)の確実な定着

これらをもとに、全体的・個々に対する手立てを考えていきたいと思います。

## 12月行事予定

3日(火)スクールカウンセラーカミング

4日(水)人権週間(～10日) 人権集会

5日(木)学校保健委員会 PTA ふれあい給食

9日(月)受験生の集い

14日(土)トカラ集会 もち作り体験学習

20日(金)クリスマス会

24日(火)終業式 大掃除

## 十島村生涯スポーツ事業のお知らせ

○ 日にち: 12月7日(土)午前中

○ 内容: ニュースポーツ「ポッチャ」

詳細が決まりましたら再度お知らせします。御都合のつく方は、ぜひ御参加ください。